

医政メモQ&A

高齢者医療制度

Q：日医総研案の高齢者医療制度の概要を説明されたし。

A1：8/9、坪井日医会長は第11回全国有床診療所連絡協議会での講演「老後に心配のない国づくりのために」の中で、昨年7月明らかにした日医の医療構造改革構想のうちの医療保険制度の抜本改革案として初めて具体的な形で、「高齢者の医療保障制度」の姿を提示した。現在の老人保健法及び厚生省案「21世紀の医療保険制度」における高齢者医療制度と比較しながら概略と問題点を説明する。

A2：老人保健法は1983年（昭和58年）に退職者医療制度とともに創られ、それまでの老人医療費の無料化時代が終焉し、外来1月400円、入院1日300円の有料化が始まりました。昨年9月には外来1月2,000円、入院1日1,100円、入院給食1日760円、外来薬剤一部負担と患者自己負担が強化されてきましたが、それにもかかわらず平成9年度国民医療費29兆4,800億円のうち老人医療費は40%10兆2,000億円とついに10兆円の大台を越えました。このような少子高齢社会を背景にした老人医療費の加速的増大化にたいして各方面から抜本的医療制度改革の必要性が声高にうたわれ、平成12年には介護保険法の実施、高齢者医療制度の新設が予定されている。

A3：厚生省は「21世紀の医療保険制度」に

おいて、独立型と保険者共同事業型、公費3割負担、全高齢者から保険料徴収、若年世代も各保険加入者を按分して負担金1～2割の自己負担、大病院外来はそれ以上、一定所得以上は若年者と同じ（3～5割）という制度を目指している。

これに対して、日医は以下の二案を提案している。いずれも独立型で、第一案は従来どおりの医療保険75歳以上、公費5割、自己負担1割、全高齢者から保険料徴収をするもの。

第二案は75歳以上、9割公費、1割自己負担の医療保障制度であり、同時に4歳未満の乳幼児医療も医療保障とし、5～74歳は一般医療保険とし統合一本化をはかる考えであり、財源に関するシュミレーションも提示され、今後の制度改革に波紋を投げ掛けよう。高齢者だけでなく少子化対策にもなること、医療保険と医療保障とを明確に区別していること、老人医療の破綻を止められることを主張している。

わが国は四つの社会保険（年金、雇用、労災、医療）に平成12年には介護保険が加わり、国の財政効率化という視点からも公費による福祉分野の縮小化が図られてきている状況から考えても、社会保険と社会保障の国家経済・財政上における意義を十分に国民レベルで論議される必要がある。

（医政部長 山本 直也）